平成２８年（フ）第３５３号
鹿児島県鹿児島市田上１丁目５番12－１号（今村ビル２Ｆ）
債務者　橋口　佳史
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３６２号
鹿児島県日置市伊集院町猪鹿倉458番地　東勝借家４号棟
債務者　岩川　理恵
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第３８４号
鹿児島県鹿児島市新栄町14番30―102号
債務者　濵田　晶子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第９９号
鹿児島県出水市荘2641番地
債務者　松井真美子
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月17日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２８年（フ）第４５号
兵庫県洲本市大野1370番地７
債務者　牧森　絹子
1　決定年月日時　平成28年11月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで　神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第８７号
福岡県飯塚市鯰田2567番地121
債務者　古賀俊一郎
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第１００号
福岡県飯塚市太郎丸34番地１　エスポアール穂波201号
債務者　山元　浩一
1　決定年月日時　平成28年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２８年（フ）第３０８号
沖縄県浦添市牧港２丁目33番10―305号　トーマス牧港Ⅱ
債務者　川平　知子
1　決定年月日時　平成28年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月19日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第１２４号
青森県八戸市売市１丁目９番７号　サンフラワー１－Ｃ、前住所宮城県石巻市南浜町２丁目10番22号
債務者　寅谷　理恵（旧姓田倉）
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第６１１号
兵庫県尼崎市神崎町16番50号　ストークハイツ102号、前住所兵庫県尼崎市高田町５番21号　ローレルときわ402号
債務者　吉田　清美（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成28年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１１７号
鳥取県鳥取市湖山町南３丁目411番地51、旧住所大阪府豊中市上新田２丁目11番３―411号
債務者　中村祐珠子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１４２号
鳥取県西伯郡大山町田中493番地
債務者　西川利江子
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで　鳥取地方裁判所米子支部

平成２８年（フ）第２２８号
長崎県長崎市三川町897番地　山本アパート201
債務者　井手口　弘
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで　長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第９号
長崎県対馬市峰町櫛240番地
債務者　永留　芳枝
1　決定年月日時　平成28年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２８年（フ）第３２５号
宮崎市田野町甲2026番地
債務者　押川　　裕
1　決定年月日時　平成28年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１６１号
秋田市河辺岩見字貝住沢口76番地
債務者　石塚　博孝
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９７号
石川県小松市岩渕町ロ230番地
債務者　金子　みか
1　決定年月日時　平成28年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月23日まで　金沢地方裁判所小松支部